

広島市条例第42号

令和7年9月25日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第86号中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同表第87号中「第5条の6第2項」を「第5条の16第2項」に、「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に改め、同表第88号中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に、「第5条の7第2項」を「第5条の17第2項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

附 則

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）第4条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。